

課長級特別研修業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 契約概要

(1) 目的

令和2年度に作成した「V・M・Vを軸とした人材育成基本方針」は、生駒市が実現を目指す将来像(ビジョン)、生駒市役所が担う役割(ミッション)、生駒市職員に求められる価値観(バリュー)を示したものである。当該方針をベースとした生駒市役所の管理職として求められる心構え、上司や外部ステークホルダーとの調整及び部下のマネジメントスキル等について研修を行うことで、あらためて当該方針の理解を深めると共に、管理職としての資質向上を目的とする。

(2) 件名 課長級特別研修業務委託

(3) 契約内容 別添「仕様書」のとおり

(4) 契約期間 契約締結日から令和6年2月28日まで

2. 予定価格

1,272,020円(税込)

上記金額は、消費税及び地方消費税を含む。

なお、参考見積書の金額が、予定価格を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(4) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
- ※ 上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (2) 提出期限：令和5年9月11日（月）16時まで（必着）
- (3) 提出先：生駒市人事課（メールアドレス：jinji@city.ikoma.lg.jp）
- (4) 回答日：令和5年9月15日（金）
- (5) 回答方法：生駒市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本4部
- ③ 以下ア～ケ
- ア. 会社概要（様式3）
- ※令和5年9月1日時点の内容で記載すること。
- イ. 研修実施可能講師調書（様式4）
- ウ. 主たる研修予定講師の経歴及び実績等調書（様式5）
- ※経歴及び実績に関しては主たる研修予定講師の情報を記載すること。
- エ. 企画提案書（任意様式）
- ※別添「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。
- オ. 参考見積書（任意様式）
- ※参考見積書の金額が「2. 予定価格」を超過した場合は失格となるため注意のこと。
- カ. 印鑑証明書
- ※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。
- キ. 納税証明書
- （①法人市民税、②納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
- ※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。
- ク. 登記簿謄本又は登記事項全部証明書
- ※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。
- ケ. 誓約書（様式6）
- (2) 作成要領
- 別添「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること

(3) 提出期限等

①提出期限：令和5年9月25日（月）16時まで（必着）

②提出場所：生駒市役所市長公室人事課（4階45番窓口）

（〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38）

③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7の審査基準に基づいて審査し、要件を満たさない者は失格とする。また、各委員の評価を集計し、最低基準点以上の評価を得たものを第2次審査対象として審査する。

ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施する。

実施日：令和5年10月2日（月）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7で示す審査基準に基づいて評価するとともに、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和5年10月12日（木）

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査（書類審査）

審査結果を電話又はメールで通知する。

② 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

審査結果を書面により通知する。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目		審査内容	点数
1	研修実績・講師	・研修予定講師の業務経歴	10点
2	企画提案の内容	・研修目的を達成できる内容 ・実施回数・スケジュール ・柔軟性 ・企画提案力 ・他社にはない強みや独自性	100点
3	参考見積書	・提案内容に見合った適正な金額	10点
合計			120点

- (1) 1次審査、2次審査ともに上記審査基準で行う。
- (2) 1次審査、2次審査の結果は合算せず、2次審査の評価点の最も高い提案者を候補者として特定する。
- (3) 上記、審査項目の詳細については、別に定めて審査する。

8. 日程

令和5年8月31日	第1回審査委員会
令和5年9月5日	プロポーザル公告
令和5年9月11日	質問受付〆切 ※16時まで
令和5年9月15日	質問に対する回答期限
令和5年9月25日	企画提案書提出期限 ※16時まで
令和5年10月2日	第2回審査委員会（第1次審査） ※提案者3者以下の場合、省略することができる。
令和5年10月12日	第3回審査委員会（第2次審査）※午前中に実施予定
令和5年10月16日	結果通知
令和5年10月17日	契約締結
令和5年10月17日～	研修準備（市長聞き取り含む）
令和5年10月下旬～	研修実施

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を越えたもの
- (7) 仕様書に示す要件を満たさないもの

10. 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 市長公室 人事課 担当：稲葉

住 所：〒630-0288 生駒市東新町8番38号

電話番号：0743-74-1111（内線4260）

メールアドレス：jinji@city.ikoma.lg.jp